

観光事業者の経営力強化支援事業（専門家派遣）実施要綱

2産労観受第1078号

令和3年5月26日

（通則）

第1条 東京都が実施する観光事業者の経営力強化支援事業（専門家派遣）（以下「専門家派遣」という。）による支援については、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 この専門家派遣は、中小企業の観光事業者が、今後旅行需要の回復の遅れや、密回避のため客数の制約が見込まれる中においても、専門家のアドバイスを受けることにより事業継続や収益確保を図っていくことを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

（1）「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者であって、大企業が実質的に経営に参画していないものをいう。

（2）「専門家」とは、観光及び経営分野に精通した専門家の立場から事業支援をする者として、東京都から選定された者をいう。

（支援対象者）

第4条 専門家派遣の対象者（以下「支援対象者」という。）は、東京都内で、旅行者向けの事業を営む（予定を含む。）中小企業の観光事業者で次のアからエまでのいずれかに該当する者とする。

ア 東京都内において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項の営業を行っている宿泊事業者

イ 東京都内において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）で定める飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて、営業を行っている飲食事業者

ウ 東京都内において、消費税法（昭和63年法律第108号）第8条第6項に定める「税務署長の許可を受けた販売場」である小売事業者（消費税免税店）

エ その他東京都内において、旅行者向けのサービス開発・提供や商品開発・製造・販売などを行っている者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する団体及び個人は、この要綱に基づく専門家派遣の実施の対象としない。

（1）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）。

（2）法人その他団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に

規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)に該当する者があるもの。

- (3) 事業税その他租税の未申告又は滞納があるもの。
- (4) 営業に関して必要な許認可等を取得していないもの(ただし、専門家派遣申請後、実績報告時までには営業許可を受ける予定のあるものを除く。)
- (5) 東京都に対する賃料・使用料等の債務支払が滞っているもの。
- (6) 過去に国・都道府県区市町村等から補助事業の交付決定取消し等を受けたもの、又は法令違反等不正の事故を起したもの。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)、会社更生法(平成14年法律第154号)、破産法(平成16年法律第75号)に基づく申立・手続中(再生計画等認可後は除く)、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しているもの。
- (8) 会社法(平成17年法律第86号)第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされているもの。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に定める接客業務受託営業及びこれらに類する事業を営む施設。
- (11) その他、事業目的に照らして専門家派遣実施をすることが適切でないと東京都知事(以下「知事」という。)が判断するもの。

(支援事業実施期間)

第5条 支援事業を実施することができる期間は、支援決定日から令和4年3月31日までとする。

(専門家派遣規模と回数)

第6条 専門家の派遣規模は、予算の範囲内で事業実施期間に1支援対象者あたり5回を上限として、事業の継続的な安定運営に向けたフォローアップを行う。

(専門家派遣申請)

第7条 専門家派遣を受けようとする者は、別表に定める書類を知事に提出しなければならない。

(専門家派遣決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を調査・審査の上、専門家の派遣をすべきと認めたものについて、支援を決定するものとし、別記第3号様式により、支援対象者に速やかに通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 知事は、第1項の審査により、支援しないと決定したときは、その旨を別記第3号様式の2により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 支援対象者は、別記第3号様式による支援決定後に申請を取り下げるときは、支援決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。また、支援決定前に申請を取り下げるときも、その旨を記載した書面を知事に提出するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 知事は、支援決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、支援決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの支援決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、支援事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定による専門家の支援決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他専門家の支援決定後生じた事情の変更により支援事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

(支援事業の内容変更等)

第11条 支援対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ別記第4号様式による観光事業者の経営力強化支援事業(専門家派遣)(変更・中止)申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微な変更についてはこの限りでない。

(1) 専門家派遣の内容を変更しようとするとき。

(2) 専門家派遣を中止しようとするとき。

2 知事は、前項による申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、その旨を別記第5号様式による観光事業者の経営力強化支援事業(専門家派遣)(変更・中止)承認通知書により補助事業者に通知する。

(状況報告)

第12条 知事は、支援事業の円滑な執行を図るため、必要に応じ、支援対象者に対し支援事業の遂行の状況に関して報告を求めることができる。

(支援事業の遂行命令)

第13条 知事は、支援対象者が提出する報告、必要に応じて行う現地調査等により、支援事業が決定内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、支援対象者に対しこれらに従って支援事業を遂行するよう命ずることができる。

2 支援対象者が前項の命令に違反したときは、知事は、当該支援事業の一時停止を命ずることができる。

(実施報告)

第14条 支援対象者は、支援事業が完了したとき又は支援事業実施期間が終了したとき

は、速やかに別記第6号様式による観光事業者の経営力強化支援事業（専門家派遣）実施報告書を知事に提出しなければならない。

2 第11条第1項第2号の規定により中止の承認を受けたときも前項の規定を準用する。

（是正のための措置）

第15条 知事は、前条に規定する調査等の結果、支援事業の成果が決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、支援対象者に対し当該支援事業につき、指定した期日までにこれらに適合させるための措置をとるよう命ずることができる。

2 前条の規定による実施報告は、前項の命令により必要な措置をした場合についても準用する。

（決定の取消し）

第16条 知事は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、支援決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により専門家派遣の決定を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(2) 専門家派遣を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。

(3) 専門家派遣決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(4) 専門家派遣決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(5) 第8条の規定による支援決定の通知を受けた日から令和4年3月31日までに支援事業を完了しなかったとき。

(6) その他知事が支援事業として不適切と判断したとき。

（検査等）

第17条 知事は、支援対象者に対し専門家派遣の実施状況に係る帳簿書類やその他について報告を求め、必要に応じて立ち入り検査をすることができる。

2 知事は、専門家派遣期間において、支援対象者の事業所その他必要な場所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。

（支援対象者の公表と成果の発表）

第18条 知事は、支援対象者を公表することができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、専門家派遣の成果を公表し、また支援対象者に発表させることができるものとする。

（関係機関等との情報共有）

第19条 本支援を円滑に実施するにあたり、必要に応じて公益財団法人東京観光財団と情報を共有することとする。

(非常災害の場合の措置)

第 20 条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の支援事業者の措置については、知事が指示するところによる。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 26 日から施行する。

別表 観光経営力強化専門家派遣事業 申請必要書類

		法人	個人
1	観光事業者の経営力強化支援事業（専門家派遣）申請書（第1号様式）	要	要
2	観光事業者の経営力強化支援事業（専門家派遣）計画書（別紙 第1号様式に添付）	要	要
3	誓約書（第2号様式）	要	要
4	印鑑証明書※ ¹	要	要
5	商業登記簿謄本※ ¹	要	-
6	住民票※ ¹	-	要
7	社歴書又は経歴書	要	要
8	貸借対照表（直近2期分）	要	-
9	損益計算書（直近2期分）	要	-
10	税務申告書類一式（直近2期分）	-	要
11	納税証明書（法人税＜その3＞又は事業税）	要	-
12	納税証明書（所得税＜その1＞又は事業税）	-	要
13	利用者向けパンフレット 等 （施設の概要が分かるもの）	要	要
14	事業計画実行のために法令上必要な事業認可、工場設置認可等がある場合は、当該事業認可証の写し※ ²	要	要
15	その他必要に応じて提出を依頼するもの	必要に応じて	必要に応じて

※¹ 申請日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの

※² 補助金申請後に許可を受ける予定のものについては、許可申請書（写）を提出し、第14条に定める実施報告時まで提出すること